

平成26年第1回

福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成26年3月27日開会

平成26年3月27日閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会

平成26年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録索引

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	1
事務局出席職員	1
説明のため出席した者	1
開会宣告	1
広域連合長挨拶	2
開議宣告	2
日程1 会期の決定について	3
日程2 会議録署名議員の指名について	3
日程3 第3号議案 平成26年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	3
日程4 第4号議案 平成26年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	3
提案理由説明	
○東村広域連合長	3
質 疑	
○山川知一郎君	4
○上木事務局長	4
○山川知一郎君	6
○上木事務局長	6
討 論	
○山川知一郎君	6
採 決	7
日程5 第5号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	8
日程6 第6号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について	8
提案理由説明	
○東村広域連合長	8
採 決	8
日程7 第7号議案 福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部改正について	9
提案理由説明	
○東村広域連合長	9

採 決	9
広域連合長挨拶	7
閉会宣告	10

平成26年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会議決事件一覧

番 号	件 名	提出者	上 程 年月日	議 決 年月日	議決結果
第3号議案	平成26年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	広域連合長	26. 3. 27	26. 3. 27	原案可決
第4号議案	平成26年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃	〃	〃
第5号議案	福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
第6号議案	福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
第7号議案	福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃

平成26年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会期及び日程

月 日	曜	時 間	会議	場 所	会議事項
3月27日	木	午後2時20分	本会議	福井県自治会館 多目的ホール	開会、議案上程、質 疑、討論、採決、閉 会

福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成 26 年 3 月 27 日（木曜日）午後 2 時 20 分開会

平成 26 年 3 月 27 日、平成 26 年第 1 回定例会が福井県自治会館多目的ホール（議場）に招集されたので、会議を開いた。

○議事日程

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名議員の指名について
- 日程 3 第 3 号議案 平成 26 年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程 4 第 4 号議案 平成 26 年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程 5 第 5 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程 6 第 6 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について
- 日程 7 第 7 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部改正について

○出席議員（21人）

1 番 原 幸雄君 4 番 藤本 悟君

5 番 的場 輝夫君 6 番 松井 榮治君
7 番 藤本 勲君 8 番 平岡 忠昭君
9 番 末本 幸夫君 10 番 三田村輝士君
11 番 佐々木富基君 12 番 森田 稔君
13 番 丸岡 武司君 14 番 安井 賢二君
15 番 砂子 三郎君 16 番 倉田源右エ門君
17 番 片矢 修一君 18 番 野嶋 祐記君
19 番 吉田 琴一君 20 番 山川知一郎君
21 番 南北ちとせ君 22 番 東野 栄治君
23 番 伊藤 博夫君

○欠席議員（2人）

2 番 力野 豊君 3 番 池尾 正彦君

○事務局出席職員

事務局長 上 木 真 吾
事務局次長 野 村 康 人
業務課長 高 倉 勇 治
会計管理者 林 亜 紀
業務課長補佐 渡 邊 三峰子
主 任 小 林 千 英
主 任 原 武 史
係 長 帰 山 康 治

○説明のため出席した者

広域連合長 東 村 新 一 君

副広域連合長 杉 本 博 文 君

副広域連合長 坂 本 憲 男 君

○議長（吉田琴一君） 平成26年第1回
福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会
は本日招集され、出席議員が定足数に達し
ておりますので、議会は成立しました。

よって、これより開会し、本日の会議を
開きます。

なお、本日の欠席通告議員は、2番 力
野豊君、3番 池尾正彦君の2名でありま
す。

ここで、広域連合長より発言を求められ
ておりますので、許可します。

連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） 本日ここに、
平成26年第1回福井県後期高齢者医療広
域連合議会定例会を招集しましたところ、
議員各位におかれましては、保険料率につ
いてご審議いただきました2月20日の臨
時会に続き、そしてまた、年度末で極めて
ご多用の中、ご参集を賜り心から厚く御礼
申し上げます。

さて、国においては、3月20日に平成
26年度当初予算案が可決・成立しました。
これによりますと、平成26年度の消費税
増収分が、すべて社会保障の充実・安定化
に向けられることとなり、社会保障制度改
革がいよいよ始まろうとしております。

現在、国保をはじめとする医療保険等の
制度改革については、「国と地方の協議の
場」や社会保障審議会等で、具体的な内容
が詰められております。

このような中、後期高齢者医療について
も、来年度から低所得者の保険料軽減措置
が拡充されることとなり、また、国の予算
措置による特別軽減の継続が決まりました。
当広域連合としましても、現行制度の行方
を注視しながら、引き続き、構成17市町
と連携、協力し、被保険者の皆さまが、安
心して医療を受け続けられるよう、一層の
努力をしまいたいと存じます。議員各
位におかれましても、より一層のご理解、
ご協力を賜りますようよろしくお願い申し
上げます。

本日は、「平成26年度一般会計及び特別
会計予算案」、保険料軽減を継続するための
「後期高齢者医療に関する条例」、「後期高
齢者医療制度臨時特例基金条例」及び「職
員の給与の支給に関する条例」の一部改正、
計5議案を提案させていただいております。

この後、十分なるご審議をいただき、何
とぞ妥当なるご議決を賜りますようお願い
申し上げます。開会の挨拶とします。

（広域連合長 東村新一君 降壇）

○議長（吉田琴一君） 本日の議事日程は、
お手元に配付しました議事日程のとおりと
定め、直ちに議事に入ります。

それでは、日程1 「会期の決定につい

て」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田琴一君) ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、日程2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、23番、永平寺町 伊藤博夫君、1番、敦賀市 原幸雄君を指名します。

次に、日程3 第3号議案「平成26年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程4 第4号議案「平成26年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を会議規則第35条の規定により一括して議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○広域連合長(東村新一君) ただ今上程されました、第3号議案及び第4号議案の平成26年度各会計予算につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、平成26年度の予算編成にあたりましては、「被保険者への安心の提供」と「保険者機能の強化」を柱とし、総合的かつ横断的な調整を図りながら、所管の事業を精査し、政策効果を重視した見直しや経

費の削減を行いました。また、かかるコストと成果に関して十分な精査を行い、構成市町の財政状況にも配慮したところであります。

では、第3号議案の一般会計予算からご説明します。

議案1ページをお願いします。

平成26年度の一般会計予算であります。が、予算総額を4億3,128万5,000円と定めるものであります。

おめくりいただきまして、議案2ページをお願いします。

歳入の主なものとしましては、「第1款 分担金及び負担金」に構成市町からの負担金として4億3,103万1,000円を計上しております。

また、歳出の主なものとしましては、「第1款 議会費」に1億5,100万9,000円を、「第2款 総務費」では、広域連合の運営に要する費用として1億5,043万9,000円を、「第3款 民生費」では、後期高齢者医療特別会計への繰出金として、2億7,732万6,000円を計上しております。

次に、第4号議案の平成26年度後期高齢者医療特別会計について、ご説明します。議案3ページをお願いします。平成26年度の特別会計予算であります。が、予算総額を9億6,800万2,708万8,000円と定めるものであります。

おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。

歳入の主なものとしましては、「第1款 市町支出金」では、被保険者からの保険料及び市町の療養給付費の定率負担金として、156億7,383万4,000円を、「第2款 国庫支出金」では、国の療養給付費の定率負担金、調整交付金等として、合計で324億7,968万9,000円を、「第3款 県支出金」では、県の療養給付費の定率負担金など80億7,056万円を計上しております。

次に、「第4款 支払基金交付金」に、現役世代からの支援金である交付金として、395億3,651万2,000円を、「第8款 繰入金」では、一般会計、臨時特例基金及び療養給付費等準備基金からの繰入金として、10億4,412万6,000円を計上しております。

おめくりいただきまして、5ページをお願いいたします。

歳出につきましては、「第1款 総務費」で、制度運営にかかる経費3億1,776万4,000円を、「第2款 保険給付費」では、療養の給付に係る費用、高額療養費、葬祭費など、合計961億9,661万2,000円を計上しております。

また、「第5款 保健事業費」では、市町が実施する長寿健康診査事業の補助金として、2億651万2,000円を計上し

ております。

何とぞ十分なるご審議をいただき、妥当なるご議決を賜りますようお願い申し上げます。

(広域連合長 東村新一君 降壇)

○議長(吉田琴一君) ただいま説明のありました第3号議案及び第4号議案について、質疑に入ります。

20番、山川知一郎君。

○議員(山川知一郎君) 第4号議案の特別会計の保険給付費についてお尋ねします。広域連合発足時から、保険給付費の予算と実績にはかなりの開きがあり、予算は過大に見積もっているのではないのでしょうか。発足時から今日までの予算の積算根拠と実績について、お伺いします。

○議長(吉田琴一君) 山川君の質疑に対する答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長(上木真吾君) 保険給付費の積算根拠については、前回の臨時会でご説明させていただいたとおり、平成26・27年度の保険料率設計時の数値を用いて、新年度予算に計上しております。積算は、「見込みの被保険者数 × 1人当たりの療養給付費等」とし、これをもって保険給付費の全体額としております。この中の「見込みの被保険者数」につきましては、平成25年4月1日現在の福井県の年齢別人口に死亡率を掛けて、推計しました。また、

「1人当たりの療養給付費等」につきましては、過去2年間の毎月の療養給付費等の伸びをそのまま25・26年度に伸ばしまして算出しました。さらに、平成26年度診療報酬改定に伴い0.1%の増を加味して全体額を算出しました。

保険給付費、いわゆる医療費が過大ではないかという質疑でございますが、平成24年度の1人あたりの医療費の伸びが、非常に少なかったため、新年度の伸び率も低く見込み、算定しました。また、被保険者数は、前回の臨時会でも申し上げましたとおり、日中戦争等の影響で、新年度に75歳に到達する方の人口が非常に少ないということもございまして、総数としても若干減るものと見込んでおります。

このように、我々はそのままの伸び率を使いまして、特段安全率のようなものは設けずに積算しておりますので、特に過大だとは思っておりません。保険給付費いわゆる医療費の実績は年々伸びていますが、平成25年度の予算額に比べますと、新年度は伸びを非常に低く抑えましたので、3億円の減となりました。

国は、後期高齢者1人あたりの医療費を、平成26年度は前年度比1.6%の増と見込んでいます。しかし、当広域連合では、国より低い1.25%の増と見込んでおり、決して過大ではないものと考えております。

また、山川議員仰せのとおり、保険給付

費いわゆる医療費の実績は、予算に比べ低くなっておりまして、差がございました。これまでのところ最大では、平成21年度予算額890億円に対し、実績額828.5億円と、61.5億円の差がございました。

24年度は31億円の差であり、25年度は44億円ほどの差があるものと見込んでおります。この予算と実績の差は、広域連合の歳入となるわけではなく、翌年度に必ず精算をしており、国・県・市町からいただいている負担金は、実績額で精算し返還しております。ただし、保険料の剰余金につきましては、療養給付費等準備基金に積み立てております。

これまで、保険料率改定の際には、剰余金を充てることで、保険料率を抑制してきました。しかし、剰余金が発生したということは、保険料を多く賦課したのではないかというご指摘があらうかと思えます。この剰余金は基金に積み立てるだけではなく、繰り出して、23年度から医療費の支払いに充ております。よって、剰余金は徐々に減少し、25年度末には約20.3億円になるものと見込んでおります。

新年度予算においても、しっかりと保険給付費を推計し、剰余金を充てることで、保険料の引上げを抑制させていただいたと事務局では考えております。

○議長（吉田琴一君） 山川君。

○議員（山川知一郎君） 剰余金の活用が

無駄ではないことは分かりますし、平成26・27年度の保険料率の据置きについて、私は当然のことと見なしています。しかし、保険給付費の予算と実績の差額が、22・23・24年度と、毎年度約10億円ずつ増えていることを考えると、保険料率を少しでも引き下げることができたのではないかと思います。この点、いかがでしょうか。

○議長（吉田琴一君） 事務局長。

○事務局長（上木真吾君） 保険料率改定については、2月の臨時会でお諮りいただきましたが、約20億円の剰余金を全額投入しなくとも、保険料率を据え置くことができました。投入しない剰余金は、想定外の流行性疾患等への対応や、次の改定時の保険料率抑制の財源とさせていただきたいと考えております。現在、保険給付費いわゆる医療費が1,000億円ちかくに増加していますが、20億円の剰余金を投入し、いつまで保険料率を据え置くことができるのか、厳しい状況でございます。平成26・27年度保険料率は、この剰余金を活用し据置きとさせていただいたということでございます。

○議長（吉田琴一君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田琴一君） ほかにないようです。質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

20番、山川知一郎君。

○議員（山川知一郎君） 第3号議案、第4号議案についての反対討論をしたいと存じます。

そもそも後期高齢者医療制度には、創設時にさまざまな議論がございました。年金だけが頼りの高齢者に重い負担を課し、安心して医療を受けることができない、差別的なものであり、私はこの制度に基本的に反対をするものでございます。

ご承知のように、1973年に老人福祉法により、高齢者の医療は無料とされました。その後、1982年の老人保健法制定により、外来は1か月400円、入院は1日300円と、被保険者が医療費の一部を負担金することになりました。これが現在に至るまで、増え続けています。2008年4月1日、後期高齢者医療制度が発足しましたが、この制度は高齢者の医療費削減を目的としているのではないかと考えます。医療費が徐々に増え続ける中、これまでの高齢者がいつでも安心して医療を受けられるようにという政策から一転し、何としても医療費を抑制することがこの制度の中心ではないかと思えます。

具体的に、この第3号議案の一般会計と、第4号議案の特別会計につきましても、いろいろ問題があると考えます。

まずは、一般会計でございます。保険料

については、均等割を軽減する措置がいろいろと講じられていますが、基本的に応能負担の原則が適用されなければなりません。均等割は所得や負担能力に関係なく賦課されるものであり、これは応能負担の原則に反します。このような均等割は廃止をすべきであると、私は考えております。

次に、議員報酬については、71万1,000円が計上されています。他の一部事務組合でもこのような報酬が支給されていますが、ここにいる議員の皆さんは、私も含めすべて各市町議会の議員であります。それぞれが各自自治体から報酬を受けており、その職務の一環として広域連合議会の議員も務めていますので、この議員報酬の支給は止めるべきであると考えます。

また、福井県長寿医療運営懇話会については、25万1,000円が計上されています。この懇話会は、当広域連合の事業運営について、いろいろな意見を求めるという趣旨で設立されているとのことですが、設立以来、当広域連合の事業について、具体的な提案や意見が全く出されていないということでは、予算計上はわずかな額ですが、懇話会の設置は必要ないものと考えます。

最後に、特別会計でございます。後発医薬品の使用促進と併せて医療費通知が2,312万1,000円計上されています。これは、医療費がどれだけかかったか、ま

た、後発医薬品をどれだけ使ったかを、年3回通知する事業だそうです。確かに医療費が無駄にかかっているかもしれませんが、受けている医療の要不要を、被保険者自身が判断することは、実際、不可能でありませぬ。医療機関側の判断で診察・治療が行われるのであって、被保険者に医療費を通知しても、これを削減する効果は全くないものと考えます。問題は医療機関にあり、これをもっとしっかり指導すべきで、この通知の事業は止めるべきであると考えます。

以上をもって、反対の討論とします。議員各位のご理解とご賛同をお願いして終わります。

○議長（吉田琴一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田琴一君） ほかにないようですので、討論を終結します。それでは、第3号議案及び第4号議案を一括して採決します。

お諮りします。第3号議案及び第4号議案について、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田琴一君） 起立多数であります。よって、そのように決しました。

次に、日程5 第5号議案「福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、及び日程6 第6号議案「福井県後期高齢者医療広域連

合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」を、会議規則第35条の規定により一括して議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○広域連合長(東村新一君) ただ今、上程されました第5号議案「福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」及び第6号議案

「福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」を一括して、提案理由の説明を申し上げます。

これは、平成25年度に引き続き、26年度におきましても国の交付金を財源として、保険料の軽減措置が実施されることとなったため、所要の措置として同条例の一部を改正するものであります。議案6ページをお願いします。

まず、第5号議案につきましては、制度開始当初から実施しております各種の保険料軽減措置のうち、被用者保険等の被扶養者であった方の保険料均等割の軽減割合を9割とする措置と、所得の少ない方に対する保険料均等割の軽減割合を8.5割とする措置を平成26年度も継続して実施するために附則を3条追加するものであります。

続きまして、議案8ページをお願いします。第6号議案につきましては、保険料軽

減措置等の補填財源として、福井県後期高齢者医療制度臨時特例基金を処分することができるよう臨時特例基金条例の一部を改正するとともに、制度の継続に伴い、条例の有効期限を平成26年度末まで1年間延長するものであります。

なお、これら2つの改正条例の施行期日は、いずれも平成26年4月1日でありませぬ。何とぞ十分なるご審議の上、妥当なるご議決を賜りますようお願い申し上げます。

(広域連合長 東村新一君 降壇)

○議長(吉田琴一君) ただ今説明のありました第5号議案及び第6号議案について、質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田琴一君) ないようですので、質疑を終結します。次に、討論に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田琴一君) 討論なしと認めませぬ。それでは、第5号議案及び第6号議案について一括して採決します。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田琴一君) ご異議なしと認めます。お諮りします。第5号議案及び第6号議案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(吉田琴一君) 起立全員であります。よって、そのように決しました。

次に日程 7 第 7 号議案「福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○広域連合長(東村新一君) ただ今、上程されました第 7 号議案 「福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」の提案理由の説明を申し上げます。

これは、平成 25 年 11 月 15 日付け閣議決定「公務員の給与改定に関する取扱いについて」及び同日付け総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」で、職員の持ち家に係る住居手当を、速やかに廃止を基本とした見直しを行うよう要請があったところであります。

既に国では平成 21 年の 12 月に廃止され、県内ではこれまで支給していた県及び 2 つの市が 25 年度末をもって廃止するため、県内の地方公共団体で支給する団体はなくなりました。当広域連合におきましても、国・県・構成市町に準じ、関係条例を改正し、職員の持ち家に係る住居手当の廃止を提案するものでございます。

なお、改正条例の施行期日は、平成 26 年 4 月 1 日であります。何とぞ十分なるご審議の上、妥当なるご議決を賜りますよう

お願い申し上げます。

(広域連合長 東村新一君 降壇)

○議長(吉田琴一君) ただ今説明のありました第 7 号議案について、質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田琴一君) ないようですので、質疑を終結します。次に、討論に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田琴一君) 討論なしと認めます。それでは、お諮りします。第 7 号議案につきまして、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(吉田琴一君) 起立全員であります。よって、そのように決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

ここで、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○広域連合長(東村新一君) 平成 26 年第 1 回福井県後期高齢者医療広域連合議定会定例会が閉会されるにあたり、一言御礼を申し上げます。

議員各位には、長時間にわたり、提案させていただきます各議案について慎重なご審議をいただき、妥当なるご議決を賜

りましたことに、厚く御礼申し上げます。

今後も、被保険者の方々をはじめとして、県民の皆さまからいただくご意見に十分耳を傾けながら、さらには市町をはじめ関係機関ともしっかり連携を図りながら、制度の円滑な運営に努めてまいる所存でございます。

間もなく平成25年度が終了し、新年度を迎えますが、議員各位におかれましては、この1年間たいへんお世話になりました。厚く御礼申し上げますとともに、引き続き格段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが閉会にあたってのご挨拶とします。

どうもありがとうございました。

(広域連合長 東村新一君 降壇)

○議長(吉田琴一君) 以上で会議を閉じます。

これもちまして、平成26年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午後2時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

福井県後期高齢者医療広域連合議会

議長

志田 雅一

署名議員

伊藤 博夫

署名議員

原 幸雄